

2006年(平成18年)11月29日

法務省刑事局刑事法制管理官 殿

大阪弁護士会

会長 小 寺 一 矢

法制審議会諮問第80号(刑事手続において犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るための法整備)についての意見書

貴省より、平成18年10月20日付意見募集のございました「法制審議会諮問第80号(刑事手続において犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るための法整備)に関する意見募集」に対し、当会より下記のとおり意見を申し述べます。

記

第一 結論

1、 諮問事項第一について

損害賠償に関し刑事手続の成果を利用する制度の導入については、更なる議論が必要である。「犯罪被害者救済」の名目の下、民事裁判手続と刑事裁判手続の体系に多大な影響を与える制度の導入については慎重な検討が必要である。今なすべきことは、かかる制度を直ちに導入するより、まず犯罪被害者に対する医療費の給付・生活支援・損害回復・弁護士の付与等の具体的な公的援助制度の確立である。

2、 諮問事項第二及び第三について

いずれも積極的に実施する方向で検討すべきである。

3、 諮問事項第四について

犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度(犯罪被害者に在廷・被告人質問を認める制度)の導入については反対である。被害者・遺族らは、検察官に対し、公判開始前(公判前整理手続が実施される場合にはその実施前)に、起訴状、裁判所に提出を予定する証拠・証明予定事実および冒頭陳述書などの開示を求めることができるように手当すべきとともに、これらに関し、被害者が検察官に対して十分に被害者としての意見を述べる機会を設けるなど、被害者・遺族への配慮義務等を法定化するべきである。

第二 理由

1、（損害賠償に関し刑事手続の成果を利用する制度）

「損害賠償に関し刑事手続の成果を利用する制度」について犯罪被害者は、その犯罪によって精神的・身体的・経済的等様々な被害を被っているながら、損害賠償請求訴訟を提起するにはハードルが高く、実際に提訴には踏み切れない被害者が多数存在してきたことを考えると、上記のような制度の導入は妥当である、とする意見も傾聴に価する。

しかし、考えられている制度は、殺人等の重大な事件の被害者等に限り、当該刑事事件の係属する裁判所が、有罪判決が言い渡された後、刑事訴訟記録を利用して、数回程度の審理を経た後、決定により判断するというもので、支払督促類似の簡易迅速な決定手続を予想している。なお、予断排除のため、申立書には余事記載が禁じられている。この手続は、当事者双方に代理人がつくことは想定せず、簡易な手続によって損害賠償額を定めようとするものであるが、殺人等の重大な犯罪に限る点において著しく限定的で、大多数の他の犯罪の被害者に対する関係で差別的取扱いを許すことになる。また、多くの場合被告人には資力がないことを考えると、実効性に乏しく、被害者の実質的救済にもつながらない。こうしたあいまいな性格の制度を安易に導入すべきでない。

また、次の諸点も問題である。即ち、刑事訴訟を担当する裁判官（及び裁判員）に対して予断を与えるおそれがあり無罪推定の原則に反すること、刑事訴訟手続が長期化するおそれがあること、損害賠償の請求についての審理において被告人の防御権が十分に保障されていないこと、被害回復命令申立制度の対象事件が相当な範囲で裁判員対象事件とかさなりあうであろうことから混乱が予想される。例えば、損害額の算定については、刑事裁判で証拠となった証拠がそのまま証拠となることが予想される以上、刑事裁判の審理において、その点（被害者の過失割合等）が争点とならないはずがない等、犯罪被害者が在廷し、被告人に対して直接の発問をするという制度との関係においても、重大な問題点があること、例えば、刑事裁判の結果を利用して、同じ裁判官が損害額を認定するということになれば、犯罪被害者側も、被告人側もそれについてそれぞれ攻撃・防御の対象として刑事裁判において争うという構図が容易に予想される。これ自体、刑事手続に民事手続が混入することにより刑事訴訟手続の在り方を大きく混乱させる事態を現出する。近代司法において、刑罰権の適正な行使を担う刑事裁判手続と、適正・妥当な解決を求める民事裁判手続を峻別し、別異の手続としてきたことは、感情をもった理性的存在としての人間性に対する深い洞察の上に立っての人類の知恵の成果である。

2、（公判記録の閲覧謄写の拡大、犯罪被害者の情報の保護について）

（1）犯罪被害者や遺族の事件の内容を知りたいという要求は、精神的な被害の回復にも資するところがあり、それに応じる方向で現行規定の要件を緩和することは必要であろう。ただ、特に謄写された記録の目的外使用については現行法では訓示規定でしかないので、弁護士以外の本人による謄写の場合、謄写範囲については特段の配慮が必要で

ある。

(2) 犯罪被害者の名誉やプライバシーの保護のために、性犯罪等の被害者の氏名・住所などの被害者特定事項を法廷で秘匿することは必要であり、現在も運用としては行われているが、被害者に安心感を与える為にも立法化することについては賛成できる。性犯罪や児童に対する犯罪の被害者については、罪名で判別できるが、「名誉又は社会生活上の平穩の著しい侵害のおそれ」、「生命、身体、財産への危害、畏怖、困惑のおそれ」の一般要件について、それを起訴状朗読前に裁判所に申し出て判断をさせることは予断排除の原則に反するおそれがある。第一回公判期日前の保釈請求の判断において他の裁判官が担当しているような仕組みを取り入れ予断排除の原則との抵触を回避することも検討されてよい。

3、(在廷・被告人質問について)

「犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度」について、被告人質問については、被害者が被告人に対して応報感情をぶつける場となるのではないかとの危惧が表明されている。意見陳述制度においては被害の心情に関する意見や被告事件に関する意見陳述が認められていることから、質問が被害感情に関連してなされることじたいは意見陳述を的確、有効に行うためにも必要なことであるとする意見もある。

しかしながら、このような被害者等の立場、意見あるいは思いを代弁するのは、近代刑事司法の手續においては公益の代表者たる検察官の役割である。検察官が十分、被害者の意見、思いをくみとり、法廷に顕出すれば済むことである。犯罪被害者自身が検察官と同席して刑事手續において果たすべき役割を十分検討しないまま、刑事訴訟における当事者として取り扱うことには疑問がある。また、犯罪被害者に被告人に対する直接の質問を許すときは、意見陳述に資する範囲に限られるとはいうものの、感情的な発問や発言になることは人間自然の情として避けられず、法廷において裁判官、検察官、弁護人の誰もがその発言を制止できないであろう。裁判員制度の法廷は理性の場から、報復感情発露の場へと変わる慮がある。公正な裁判のために行われる審理を混乱させるおそれが強い。近代司法における刑事訴訟の原則を、被害感情重視の政策的配慮によって崩すべきではない。

4、(まとめ)

犯罪被害者に対して、制度も、捜査にたずさわる警察・検察・弁護人あるいは、弁護士もその取組みが十分でなかった。一部熱心な人々の奉仕的活動に支えられてきたにすぎない。

今、直ちになすべきことは、犯罪被害者発生後の早期の精神的、身体的、経済的、法的な手厚い援助の体制を整備・充実させることである。総合法律支援法に基づく、犯罪被害者支援活動もその一つである。

以上